

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、五二三号

平成十五年十一月十八日

(火曜日)

告 示

島根県告示第九百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄 田 信義

告 示

目 次

- 生活保護法の規定による介護機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 土地改良事業計画の認可 (農村整備課) 一
- 保安林予定森林（三件） (森林整備課) 二
- 漁業災害補償法の規定に基づく同意 (水産課) 三
- 都市計画公聴会の開催（二件） (都市計画課) 三
- 島根県警察情報ネットワーク用パソコンに係る一般 (警察本部) 七
- 競争入札の実施

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
名称 社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会 名称 医療法人社団 回春会	主たる事務所の所在地 大原郡加茂町大字宇治三三八番地 実施する事業 通所介護 痴呆対応型共同生活介護	名称 デイサービスセンター愛あいの家 名称 悠々の家 所在地 大原郡加茂町加茂中九二八番地 所在地 松江市川原町三〇八番地	平成十五年十月一日 平成十五年十月二十三日

島根県告示第九百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	事業名	認可年月日
大原郡木次町 土地改良区	大川上地農道事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年十一月十日

島根県告示第九百七十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄田信義

(一) 保安林予定森林の所在場所

江津市川平町南川上六六七、六六九から六七二まで、八九〇、八九〇の一、八九一、八九二統一、八九二の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

川平町南川上六六七、六六九から六七二まで、八九一、八九二統一、八九二の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町長良五三二の一、五三二の三、五三二の五

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百七十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

飯石郡掛合町大字掛合三八五五、大字人間二二六五の一、二二七九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百七十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

飯石郡掛合町大字多根一七〇八、一七二八、一七三二、三三四一の四、三三五〇、三三五一の八六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百七十三号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定による同意があったと認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄田信義

(一) 加入区の名称

美保関町加入区

(二) 加入区の区域

美保関町漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号。以下「加入区設定告示」という。）の二の項漁業の区分欄24及び25に掲げる漁業の区分

(一) 加入区の名称

島根町加入区

(二) 加入区の区域

島根町漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の二の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、匹見都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第一条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十二月十日 午後一時三十分から

二 開催場所

匹見町匹見イニ二六〇番地 匹見タウンホール

三 都市計画の案の概要

匹見都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のと

おりである。

1 都市計画の目標

匹見町の有する美しい自然景観や歴史的・文化的資源を保存・活用することで、交流人口の拡大を進めるとともに、「豊かさを共感できる」まちづくりを目指すこととする。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

高齢化の著しい本区域において、交通体系はこれまで以上に利便性の向上が求められており、合理的かつ効率的な総合交通体系を目指し、広域幹線道路、生活道路等の整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、既存集落では農業集落排水等の集合処理で整備し、人家のまばらな地域では合併処理浄化層による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図る。

観光資源としての活用を図るため、自然環境との調和を図りながら、川で遊ぶ親水公園の整備など、自然景観の保全と調和のとれた治水、河川改修を進める。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成三十二年度末の下水道普及率を約五十パーセントと

する。

河川については、自然環境との調和を図りながら、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として整備を進める。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

匹見峡をはじめとする美しい自然景観は、エコツーリズムや農村体験交流など都市生活者の憩いの場となっている。本区域の恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力あるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり二百平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十二月三日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、匹見町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、益田土木建築事務所匹見出張所及び匹見町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一・五二一一

別記様式

意見申出書

平成15年11月18日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様
住所 (電話)
(ふりがな) 氏名

意見の公述を希望する都市計画区域名
匹見都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、六日市都市計画整備 開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第一条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十八日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十二月九日 午後一時三十分から

二 開催場所

六日市町六日市七五〇番地 六日市町役場

三 都市計画の案の概要

六日市都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

本区域は西中国山地の中央に位置し、本町を水源とする高津川に沿って豊かな田園と市街地を形成し、山陰と山陽を結ぶ交通の要衝として発展してきた。本町の有する「水」自然、「市」交流の二つの魅力を活用することで、交流人口の拡大を進めるとともに、人と自然にやさしいまちづくりを図る。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

周辺市町村との連携強化を図るため、主要地方道等の広域幹線道路の整備を図るとともに、都市環境の保全や地域コミュニティの形成を図るため、沿線緑化の推進や歩道の整備など道路環境の整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、既存集落では農業集落排水等の集合処理で整備し、人家のまばらな地域では合併処理浄化層による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図る。

河川については、計画的な河川・排水路の改修を進めるとともに、適切な河川管理に努める。また、河川整備に際しては、生態系に配慮した護岸や親水護岸等の整備に努める。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約六一パーセントとする。

河川については、高津川の未改修部分を中心に計画的な整備改修を進める。支川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として整備を進める。

(3) その他の都市施設

地域住民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、既存施設の有効利用を努めるほか、設備の近代化を進める。特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

六日市町の北東部は西日本山地特定公園の一部に指定されており、美しい溪流や緑は六日市の魅力を形成する重要な財産である。また自然と調和した山村の集落環境や田園風景も守るべき地域資源である。本区域の恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力あるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準
平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり三〇平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十二月二日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、六日市町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、津和野土木事務所六日市出張所及び六日市町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一・五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年11月18日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名
六日市都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年11月18日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察情報ネットワーク用パソコン 一式（125台）

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年1月23日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）

第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、「1文具・事務用機器類—(4)情報処理機器」又は「4機械機具類—(5)電機通信機器」に記載されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話（0852）26-0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成15年11月18日から12月2日までの間、上記(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする）

(3) 入札書の受領期限

平成15年12月5日（金）正午

（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(4) 開札の日時及び場所

日 時 平成15年12月5日（金） 午後2時00分

場 所 島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限に提出しなければならぬ。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

支出予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

平成十五年十一月十八日印刷
平成十五年十一月十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学殿町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百三十円(送料共)